### 板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」(平成15年7月1日施行)に基づき、地方公務員 法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

#### 1 停 職

職員の所属長に対する暴行

被処分者	主事 38歳
事案の内容	被処分者は、令和4年8月、所属長からの職務命令に反抗し、額をぶつける、胸倉を掴んで揺さぶる行為をして、所属長に対して全治10日間の傷を負わせる暴行をはたらいた。
処分の内容	停職 3月
発令年月日	令和4年10月11日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

### 2 停 職

職員の勤怠事故

被処分者	主事 48歳
事案の内容	被処分者は、令和4年5月24日以降、同年8月23日までの間に私事欠勤7日2時間、無届欠勤11日7時間30分を重ねた。
処分の内容	停職 21日
発令年月日	令和4年10月11日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

# 3 減 給

公務外における職員の酩酊による暴行

被処分者	主事 36歳
事案の内容	被処分者は、令和4年3月の勤務時間外に記憶を無くすまで酩酊し、 公道上で自転車に乗った被害者の胸部に対し、腕をぶつける暴行をはた らいた。さらに、同日、鉄道の同じ車両に乗り合わせた別の被害者に対 し平手打ち等をする暴行をはたらいた。
処分の内容	減給5分の1 3月
発令年月日	令和4年10月11日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

# 4 戒 告

公務外における職員の酩酊による建造物損壊

被処分者	主事 43歳
事案の内容	被処分者は、令和3年12月の勤務時間外に記憶を無くすまで酩酊 し、地下鉄駅構内の建造物を蹴り損壊させた。
処分の内容	戒告
発令年月日	令和4年10月11日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号